事　務　連　絡
平成２５年６月　５日

三重県土地家屋調査士会
会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官　所　満
（不動産登記担当）

土地閉鎖登記簿の電子化に伴う謄抄本等の交付事務の取扱いについて（御依頼）

平素から，当局の登記行政の運営について，格別のご理解とご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，当局では，四日市支局，本局に続き，この度，熊野支局において熊野市全域の土地閉鎖登記簿を電子化しました。これに伴い，本年７月１日（月）から土地閉鎖登記簿謄抄本等の取扱いを下記のとおり変更いたします。

つきましては，この旨を貴会会員の皆様に対し，周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

１　電子化した土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付

土地閉鎖登記簿電子情報を日本工業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷し認証して交付する。

２　土地閉鎖登記簿電子情報による土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿電子情報をＡ４判の用紙に印刷したものを閲覧に供して行う。なお，印刷し閲覧に供した用紙は回収しない。